

2004年8月3日法律206号

テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者等のための新規定

第1条

1. 当法律の規定は、テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者に適用されるが、国内で起きた場合はあらゆる人間を、国外で起きた場合はイタリア市民を、またその遺族を対象とする。

1-bis [追加の条文]¹

当法律の規定は1980年のウスティカ飛行機事故犠牲者家族及び、いわゆる“白い車のギャング”事件の犠牲者家族及び生存者にも適用される。既に受け取った補償金の額を差し引いて支給される。

2. 当法律に明確な規定のない事項については、1990年10月20日法律302号、1998年11月23日法律407号²に示された規定及びそれらの修正に従うものとする。また、2000年12月23日法律388号の82条³にも、その第6項⁴を除き、従うものとする。

第2条

1. テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因で、重度の如何に係わらず恒久的障害を被ったあらゆる人間及びその寡婦と遺児に対して、年金、退職金及び同等の手当を支給する上で、1970年5月24日法律336号の第2条⁵及びその修正を適用する。

2. 当法律の発効日において既に年金受給者である者には、当法律が定める基準を基に、年金受給額の増額とそれに関連する便宜を享受する権利が認められる。

3. 被用者、自営業者若しくは専門的職業の自由業者ら向け強制加入保険の特別待遇部分に関しては、これを例外とする。

第3条

1. テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因で、労働能力の80%未満に相当する恒常的障害を被ったあらゆる人間には、社会保障納付金⁶の10年分の納付期間を実際の納付期間に上乗せすることが認められ、相当分が年金受給額や退職金及び同等の手当に反映される。この目的のため、2004年には5,807,000ユーロの、2005年以降は2,790,000ユーロの支出が認可される。

2. 第1項に定める年金が受給開始となった折、所得税(IRPEF)が免除される。

第4条

¹ ウスティカの飛行機墜落では81名が犠牲となった。外国戦闘機のミサイル誤発射の可能性が語られるが未解決のまま。“白い車～”は現職警察官二人を含む強盗団が7年近くに渡って銃を使った犯罪を繰り返し、24人の死亡者と114人の怪我人を出した事件で、1994年に逮捕された。2007年財政法 第1条1270項により追加

http://www1.interno.it/mininterno/export/sites/default/it/sezioni/servizi/legislazione/vittime_terrorism/0/0997_2006_12_27.html

² 1990年法律302号についてのいくつかの修正と“終身手当の創設”を定めた法律

³ 2001年財政法と同一の法律で、マフィア型犯罪被害者遺族への終身手当の適用を広げる等、いくつかの修正事項を定めている。

⁴ 第6項 = 「マフィア型犯罪被害者に便宜を与える時、テロ被害者に対する規定がより有利な場合はそれを適用する」

⁵ ある種の公務員に対して年金受給開始の折、給与のランクを飛び級させる便宜を定めた法律

⁶ イタリアでは年金の保険料とその他の社会保障納付金をまとめて支払う

1. テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因で、労働能力の80%以上に相当する恒久的障害を被った者は、あらゆる法律の効力においても、1978年2月23日大統領令915号の統一法典第14条に定められた重度身体障害者の傷痍軍人と同等の待遇を与えられる。その目的で、2004年は126,432ユーロ、2005年は128,960ユーロ、2006年以降は131,539ユーロの支出が認可される。
2. テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因で、労働能力の80%以上の恒久的障害を被ったあらゆる者は、直接年金⁷の受給を即座に開始する権利が認められる。その年金額は、直近の給与を基に⁸計算し、第2条第2項の規定に従い再決定される。その目的で、2004年から156,000ユーロの支出が認可される。
3. 第2項の基準は、テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因で被害者が死亡した場合、一般の遺族年金あるいは間接年金⁹にも、その金額確定の上で適用される。それら年金は、あらゆる法律の効力において、減額されることはない。
4. 前述2、3項の年金取り扱いについては、1998年11月23日法律407号第2条第5、6項に示された税法上の便宜が、所得税免除の点で適用される。

第5条

1. 1990年10月20日法律302号の第1条第1項及びその後の修正に定められた給付は、最高額を20万ユーロとし、障害の重度に比例して1%毎に2,000ユーロの計算で支払われる。
2. 第1項の規定は、当法律発効日以前に支払われた給付にも適用され、第6条に示す再評価も計算に含まれる。その目的で、2004年については12,070,000ユーロの支出が認可される。
3. ¹⁰テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件が原因でけがを負い、その結果労働能力の4分の1以上の恒久的障害を被ったあらゆる者に、また成人した子供を含む犠牲者の遺族には、当法律の発効日から、第1項の給付の他に、月額1,033ユーロの一身専属性の特別終身手当が与えられる。それは、1992年12月30日委任立法令503号の第11条とその修正に定められた金額自動調整の対象である。それらの目的のために、2004年8,268,132ユーロ、2005年8,474,834ユーロの、2006年以降は8,686,694ユーロの支出が認可される。[追加文言有り]¹¹
4. ¹²第3項に述べる対象者が死亡した場合には、年金継承権を有する遺族に、前述した年金的処遇の2年分が与えられ、各年プラス1か月の賞与が含まれる。その遺族とは、配偶者・未成年の子供・成人した子供・両親・兄弟姉妹であるが、故人の被扶養者で同居人であった場合に限る。その目的で、2004年は857,000ユーロの、2005年以降は12,500ユーロの支出が認可される。
5. 第4条第1項及び、1990年10月20日302号法律第12条第3項に示され1998年11月23日407号法律第3条第2項b)に変更された給付は、20万ユーロの金額で支給される。それらの目的のために、2004年は34,300,000ユーロの支出が認可される。

⁷ 自ら加入し被保険者として保険料を納めている年金

⁸ 2008年財政法(2007年法律244号と同じ)第106条で、「直近の給与のそのままの額」に変更された。

⁹ 自らが被保険者として保険料を納付していない種類の年金、主には遺族年金のこと

¹⁰ 2008年財政法の105条にて当第3項のマフィア型犯罪被害者と遺族への適用が決められた。

¹¹ 2008年財政法106条で以下の文言が追加される。「被害者の成人の子供にはテロ事件当時非同居の場合も含めて、2004年8月26日より、1998年法律407号第2条及びその修正の定める一身専属性の終身年金がその上に付与される。」

¹² 2008年財政法の105条にて当第4項のマフィア型犯罪被害者と遺族への適用が決められた。

第 6 条

- 1 . 当法律の発効日に、すでに現行の規定と基準のもとで認められ補償された障害の割合は、その後の状態の悪化や生物学的精神的損害の認知を考慮し、再評価がなされる。

それらの目的で、2004 年は 30 万ユーロの支出が認可される。

- 2 . テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の犠牲者及びその家族には、政府の費用負担で、心理的支援サービスが保証される。その目的で、2004 年から毎年 50,000 ユーロの支出が認可される。

第 7 条

- 1 . テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者である年金受給者とその遺族には、勤続年数や経済的地位が同程度の勤労者と釣り合う待遇となるよう、恒常的に年金額の適正化を行うことが保証される。

その目的で、2004 年から毎年 75,180 ユーロの支出が認可される。

第 8 条

- 1 . 当法律の規定する便宜の給付手続きをする上で、必要となる書類の印紙税は免除される。
- 2 . いずれの補償給付についても、あらゆる種類の直接税・間接税を免除される。

第 9 条

- 1 . テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者である障害者とその家族は、本人が死亡の場合は配偶者と子供のみ、その両方がいない場合は両親が、あらゆる医療・医薬の公共サービスに対して自己負担金を免れる。 [追加文言有り]¹³

第 10 条

- 1 . 刑法・民法・行政・会計上の訴訟手続きにおいて、テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者若しくはその遺族のための弁護士費用は、全額が政府負担となる。2004 年から毎年 50,000 ユーロの支出が認可される。
- 2 . 第 1 条第 1 項に示された事件に関し刑事訴訟判決登記の通知があったとされない場合、損害を被った当事者は、当法律の発効日から 1 年間の有効期間内に、権利の時効が過ぎているかどうかはさて置き、直接の責任者らに対し民事訴訟の手続きを取ることができる。

第 11 条

- 1 . 司法、行政、若しくは会計上の手続において、本人の障害及びその重度あるいは死亡が、刑事司法鑑定・専門鑑定・医療機関や軍病院の証明書を含む確定書類によって、テロ行為やそれに由来する無差別殺傷事件に起因していると、最終的に結論が出た場合には、当事者の請求により、当法律の発効日より 6 か月の期間内に、単独制裁判所で民事訴訟手続きが開始される。その手続は、第 12 条第 2 項に示される上訴可能な判決によって終了せねばならない。

第 12 条

- 1 . 被害者もしくは遺族の居住地を管轄する単独制裁判所は、1 度か最高でも 2 度の公判を 45 日以内の間隔で開催し、各当事者の要求を開示し、証拠を提示し検証し、結論を導く。訴訟は 4 か月の間に結審するべきものとする。

¹³ 2008 年財務法 106 条により「当項目の対象者には、2000 年 7 月 19 日法律 203 号第 1 条に示す便宜が適用される」を追加。その条項は、軍人恩給受給者向けの医療に関する便宜を定める。

2. 第1項の判決は、明白な判決理由の不合理性を含め法律の抵触を理由として、破毀院¹⁴にのみ上訴が可能である。

第13条

1. 政府の担当行政機関は、司法若しくは行政手続きが開始される前にも、職務上若しくは当事者の請求により、テロ行為及びそれから派生する無差別殺傷事件の被害者あるいは相続人に、確定的支給の名目で、ある金額を提供することができる。それが承諾された場合は和解と見なされ、他のあらゆる手続きは阻止される。
2. 1項の支払いは、その決定から4か月以内に実施されねばならない。

第14条

1. 疾病の認定、第6条に示すその後の重症化の再査定、年金の再査定、また金銭の各給付等、テロ行為及びそれに由来する無差別殺傷事件の被害者のために行われる手続きはいずれも、請求権利者が住民票を有する地域の政府代表事務所に申請書を提出した後4か月の期間内に決着せねばならない。1999年7月28日大統領令510号に示された運用規定が整合性を持つので、これを適用する。

第15条

1. 当法律に示された便宜は、1961年1月1日¹⁵以降に、イタリア領土内で発生した事件に適用される。その目的のため、2004年には1,500,000ユーロの支出が認可される。
2. イタリア市民を巻き込んで海外で発生した事件については、当法律の便宜は2003年1月1日から適用される。 [追加文言有り]¹⁶

第16条

1. 当法律の施行によって派生する費用は、[追加文言有り]¹⁷、2004年で64,100,000ユーロ、2005年で12,480,000ユーロ、2006年以降が12,900,000ユーロと見積もられ、第3条第2項から派生する国庫収入減を2004年は407,238ユーロ、2005年は610,587ユーロ、2006年以降は814,476ユーロと、第9条第1項から派生する収入減を2004年以降130,500ユーロと見込み、それら減収を勘案している。これら費用を2004-2006年の3か年予算で 特別資金 として見積もられている勘定から以下のとおり各省から捻出することとする。

経済財務省から2004年に4,210,000ユーロ。法務省から2004年に4,997,000ユーロ、2005年に506,000ユーロ、2006年に1,430,000ユーロ。外務省から2004年は26,450,000ユーロ、2005年は27,000ユーロ、2006年は29,000ユーロ。内務省から2004年は3,401,000ユーロ、2005年は7,456,000ユーロ、2006年は9,273,000ユーロ。防衛省から2004年は1,027,000ユーロ、2005年は682,000ユーロ、2006年は2,168,000ユーロ。農林政策省から2004年に21,436,000ユーロ、2005年に3,809,000ユーロ。通信省から2004年に2,579,000ユーロ。

2. 経済財務省は、当法律によって掛かる費用の監視を行い、1978年8月5日468号法律の第11--ter条第7項とその修正条項の示す訂正措置や、同法律第11条第3項iii)の訂正措置の適用を行う場合

¹⁴ 日本の最高裁判所に相当する。

¹⁵ 1990年の法律で“1969年”であったものが、テロ被害者に関してはこの期日に変更になった。

¹⁶ 2008年財政法106条で「当法律の定める便宜は、事件当時イタリアに在住していたイタリア市民が被害者である場合は、1961年1月1日以降に海外で発生した事件についても適用される」が追加された。

¹⁷ 2008年財政法106条で「第15条2項後半部分の規定分を別にして」(脚注13の内容)が追加された。

がある。1978年8月5日468号法律の第7条第2項の2)に従って命令が発効されようとする場合は、措置が発効する前に、状況報告書と共に下院に即座に伝達される。

3. 経済財務省は、自らの省令により、必要な予算の変更を行うことが認可される。